

(会則の変更)

- 第10条 この会の会則の変更は、全家庭に改正通知を配布して、書面により賛否を問うものとする。
- 2 会員数の3分の2以上の賛成が得られた場合は了承が得られたものとし、結果を全家庭に通知するとともに、改正後の会則を配布するものとする。
- 3 会員数の賛成が得られなかった場合は、再度、会則変更の趣旨や内容等を検討して配布し、書面による賛否を問うものとする。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

【別表】

保護者会費を支出する事業一覧

月	事業	対象園児	内 訳	運営主体	概 算 (円)
4月	こどもの日	全員	柏もち	園	30,000
5月	いちご狩り	全員	謝礼(農家へ)	園	30,000
7月	じゃがいも掘り 納涼祭	年中 全員	謝礼(藤北高へ) すいか、花火、おみやげ	園 園、クラス役員	10,000 60,000
9月	ブルーベリー狩り	年中	謝礼(農家へ)	園	10,000
10月	運動会 さつまいも掘り	全員 年少以上	金メダル、ノート、賞品 謝礼(藤北高へ)	園、クラス役員 園	90,000 30,000
11月	みかん狩り お遊戯会	年長 全員	謝礼(農家へ) おみやげ	園 園、クラス役員	20,000 50,000
12月	もちつき大会 クリスマス会	年少以上 全員	もち米 ケーキ、プレゼント	園 園	10,000 100,000
3月	人形劇 ひなまつり 卒園式	全員 全員 年長	謝礼(劇団へ) 桜もち 卒園児の胸花、赤飯	園 園 園(注1)	40,000 30,000 50,000

計 560,000円

※ これ以外に、下記の経費を予定しています。

- ・県PTA連合会へ納入する会費
- ・園行事に参加していただくクラス役員、ボランティア等へのお茶代
- ・慶弔費(香典、見舞金など)
- ・園内の環境整備に伴う経費 など

※ 職員の経費は、園で負担します。

(注1) 卒園式後のお別れ会については、年長組の保護者全員で協力して実施する。